

【第4号議案】25年度事業計画案の件

I 事業計画

(展示事業)

- (1)・常設展 医学・中国学・文学・美術の4分野の文化人(約32人)および、文化勲章(8人)・文化功労者(11人)・人間国宝(4人)
 - ・常設展の回転(年間4回) 毎回1分野を展示替え
- (2) 特別展 オープン時は藤蔭静樹と遠藤実(ともに文化功労者)
 - ・藤蔭静樹と遠藤実 両文化人の偉業および遺品などの紹介
 - ・その後は堀口大學を期待。以降は各地の顕彰館の出張展示を求める。
- (3) 展示の開催
休館日は毎週月曜日、月曜祝日の際は翌日、年末年始休暇

(イベント事業) = 実施時期を固める

(1) オープニング行事

- ① 3代目藤蔭静樹の舞踊=會津八一短歌の箏曲に合わせて(會津八一記念館と共催)。現在「斑鳩の四季」「法隆寺讃歌」を組み合わせ、箏曲家武藤松圃氏に作曲依頼。また、3代目藤蔭静樹氏には新作舞踊を依頼済み→快諾。
- ② 遠藤実の曲に合わせた舞踊=遠藤実歌謡音楽振興財団(作詞家ではなく理事長)、遠藤実実唱館(遠藤由美子館長)と協議の結果、遺品出品、藤蔭女史の踊り用2曲使用などについて相談し内諾済み。

(2) 講演および解説活動=館長および学芸顧問

- ① 県内各地で神林館長講演(募金を兼ねる)=カルチャースクールなどと共催
- ② 来館者への解説
- ③ 出前講座

(3) 県内顕彰館・団体との連携普及活動、機関誌発行

- ① 各館各団体からの情報収集と紹介=パンフおよび行事案内
- ② 特別展開催への共同展示作業
- ③ 機関誌「にいがた文化」(仮称)の編集と発行
- ④ 文化人の足跡と県内顕彰館・顕彰団体を訪ねるバス旅行

(4) 顕彰人物選定委員会の発足

- ① 各地からの自薦他薦の人物を殿堂入りさせるか検討作業を行う。
- ② 委員は上中下越の研究者および学識経験者で総勢5~6人。

【第6号議案】臨時職員2名（学芸員1名、総務係1名）採用の件

当財団の事業を遂行するため、下記の実務担当者が必要となり、それらに対応するため、学芸員1名、総務係1名を臨時職員として採用する。採用方法については事務局に一任する。また、繁忙時の臨アルバイトの募集・採用についても事務局に一任する。

II 事業運営体制

(1) 事務局の任務

- ①展示写真の確保と展示パネル作製（継続的事业）＝学芸員と業者
- ②展示の案内（電子機器の操作方法など）と展示解説＝学芸員と受付
- ③特別展の企画・ポスター・チラシ作成＝館長と学芸員
- ④県内個人顕彰館との協議と共同展示作業＝事務局長と学芸員
- ⑤県内個人顕彰館・団体の展示と行事内容の収集とPR＝事務局全体
- ⑥展示物の収集および収蔵管理＝館長と学芸員
- ⑦出前講演講座の実施および販売＝館長以下事務局全体
- ⑧入場券の販売＝受付
- ⑨機関誌の編集と発行＝事務局と学芸員
- ⑩記憶館グッズの開発と販売＝事務局長
- ⑪事業計画・予算案づくり、事業報告・決算案づくり＝事務局全体
- ⑫役員会の開催（案内、日程調整・会場確保）＝事務局長
- ⑬展示文化人の遺族・継承者との恒常的交流＝事務局長、学芸員
- ⑭顕彰人物検討委員会＝事務局全体

(2) 必要最小限人員

- ①館長
(展示内容の企画監修、講演、機関誌編集方針、顕彰人物検討委員会主催など)
- ②事務局長
(予算決算、他館との交流、機関誌編集発行、グッズ開発、出前講座の差配)
- ③学芸員1～2人
(特別展示企画と展示作業、案内解説、出前講座、他館の情報収集、収蔵管理)
- ④総務係1～2人(入館券販売ともぎり、グッズ販売、経理、電話・接客)

(3) ボランティアの活用は事務局の補完的存在

- ①外部への学芸的責任(作品や遺品借用時の学芸員資格)を保証できない。
- ②ボランティア活動の指揮・連携の責任者は事務局が持つべき。
- ③来館者への責任ある説明および案内・誘導の責任の所在が不明。